

日本の大陸膨張と横浜正金銀行の対外業務（4・完）

菊池 道男

〈目次〉	序——問題の所在	
	第Ⅰ章 日本の大陸膨張と対外貿易	
	1 日本の大陸膨張と軍事財政	
	2 日本産業の軍事化と対外貿易	(以上、第30巻第1・2合併号)
	第Ⅱ章 為替管理政策と横浜正金銀行の対外業務	
	1 国際金融市場と国際金、銀相場	
	2 為替管理政策と横浜正金銀行の対外業務	(以上、第31巻第1号)
	第Ⅲ章 日満ブロックと横浜正金銀行の対外業務	
	1 日満ブロックと経済開発	
	2 日満通貨統一と横浜正金銀行の対外業務	
	1) 「満州国」幣制事情と国幣通貨統一	
	2) 日満通貨統一と横浜正金銀行の対外業務	(以上、第31巻第1号)
	3 中国幣制改革と横浜正金銀行の対外業務	
	1) 中国幣制事情と銀元通貨統一	
	2) 中国幣制改革と横浜正金銀行の対外業務	
	結語	(以上、本号)

第三章 日満ブロックと横浜正金銀行の対外業務

3 中国幣制改革と横浜正金銀行の対外業務

1) 中国幣制事情と横浜正金銀行の対外業務

以上のような情勢のなかで、銀通貨圏中国は、国内・外各種の銀貨及び国内各省・外国銀行の銀行券が流通し、極めて混乱した幣制状況を呈していたが、これに世界的な銀価漸騰・昂騰が相乗し、各地で多くの錢莊が没落することとなり、南京政府はこの事態に、急遽廢兩改元の断行によって幣制統一と新式銀行資本を中心とする金融機関の再編を果たすこととし、これを受けて正金銀行などの在華外国銀行は新たな対応を迫られることになった。

すなわち、すでにみたように満州事変の勃発を契機として、中国は各地において排外熱が高揚し、抗日に集中していき、これ以降政治的・軍事的に日中関係は悪化の一途をたどることになった。同時に、イギリスの金本位制放棄とその後の過程において、日英の貨幣が中国貨幣（銀兩）に対してその相対的価値を下落させたため、その結果銀を流出させ、中国の経済繁栄は崩れ、恐慌に陥るにいたった。この影響のもと、農村の現銀は都市に集中し、また物価の下落や外国貿易の後退によって商工業が衰退し、金融活動も停滞した。このため中国各地の錢莊（中小銀行）は没落し、大資本によって再編されていった。このように中国経済の恐慌が激化するなかで、南京政府は幣制統一の第一歩として「廢兩改元」政策を実施に移していくことにした。当時の中国関内における幣制は、外国銀貨（メキシコドル、香港ドル、円銀）・中国銀貨・補助貨幣など複数の銀系通貨が流通し、これに在華外国銀行・中国銀行・交通銀行・各省銀行などの紙幣及び兌換券が流通し、その他に錢莊の錢票が流通するという混乱状態にあった。このうち貨幣標準として使用されていた銀兩・銀元の中国銀貨は、上海に特徴的にみられ

るように、銀元が国内経済の取引貨幣として新式銀行の金融活動の、また他方の銀兩が外国為替取引の基礎として錢莊や外国系銀行の金融活動の、それぞれ重要な基盤となっていたことから、両者の間に競合関係が生じていた⁸⁹⁾。こうした混乱・錯綜した幣制は、当然、中国の政治的・経済的統一をめざす南京政府にとって重大な障害となっていたことから、幣制の整理と統一はまさに焦眉の課題にほかならなかったのである。

そしてさらに、上海事変後には世界的に銀価が漸騰に転じ、この影響のもと中国は金融・経済恐慌に陥り、この過程で銀兩資金の不足が生じ、同時に銀兩対銀元価格の暴落、各地錢莊の没落が相繼ぐことになった。この状況のなかで南京政府は、幣制改革の準備工作の一つとして廢兩改元に着手し、幣制統一と金融機関の再編を実施に移すことにしたのであるが⁹⁰⁾、この場合南京政府の財政部長（宋子文）は、32年7月、上海金融界の有力者（浙江財閥）と合同で実施に向けての方針として、錢莊・在華外国銀行の既得權益解消や自己の勢力拡張などを盛り込んだ廢兩改元の原則を確定し、さらに財政部に「廢兩改元研究会」を設置して技術的問題の検討にはいった⁹¹⁾。おりしも、翌33年1月、日本軍の熱河・チャハル省への武力侵攻の発生によって南京政府は急遽、「廢兩改元」断行の必要に迫られ、これを実施に移すことにしたのである。まず財政部は、上海の錢莊・銀行の同意を取り付け、時を同じくして国内各銀行の銀兩建・海關金單位相場の銀元建への変更などを通告した。そして、3月8日、財政部は「上海銀元銀兩兌換管理委員会」を組織して兌換事務を行う一方、中央造幣廠においても新銀元貨幣（一元鑄貨銀）の鑄造を開始し、10日、上海において廢兩改元を実施に移した。そしてこの成果をみて財政部は、4月5日、「中央政治會議」を開催し、翌日以降全国各地に廢兩改元を拡大して新銀元の流通拡大をはかるとともに、在華外国銀行に対しても新銀元を標準銀貨とする事の同意を取り付け、ここに中国の「廢兩改元」政策の実施

89) 王承志著・小林幾次郎訳『支那金融資本論』森山書店、昭和11年、142-143ページ。東洋協会『支那幣制改革の回顧』同、1936年、22-25ページ。

90) 南京政府は、すでに1928年6月、幣制改革にむけて全国經濟會議及び全国財政會議において幣制・金融制度の基本方針とその方法を検討し、各種銀行案、国幣条例案、造幣廠条例案、廢兩改元案などを財政部実施大綱としてまとめ上げた。この大綱に基づき、中央銀行など金融制度・機関の整備、さらにはこれに加えてケメラーの研究成果である「中国漸進的金本位通貨実施法草案」に基づき中国に金為替本位制を導入し、あわせて幣制改革を実施することにしたのである（及川恒忠、上掲書、136-137ページ）。

91) 濱田峯太郎、上掲書、48-57ページ。平野和由「中国の金融構造と幣制改革」野沢豊編、上掲書、56-61ページ。

をみるにいたったのである⁹²⁾。

かくして、廢兩改元の実施によって各種混在した中国の幣制は銀元に統一され、幣制改革の一段階を越えるとともに、錢莊の金融力低下と銀行資本の力量増大をもたらし、同時に南京政府は中央銀行・中央造幣廠を掌握し、中国金融機構の再編と支配の強化を果たすことになった⁹³⁾。つまり、在華外国銀行に依存の高かった錢莊の後退によって中国金融資本（浙江財閥）を中心とした中国新式銀行がその主導権を握ることになったのである。これを受けて、この間中国の金融・為替に全面的な支配権を掌握してきた在華外国銀行は、同年4月6日、「外国為替銀行組合」の総会を開き、中国における在華外国銀行間の銀兩・銀元の受払を従来どおりとするものの、中国新式銀行及び錢莊との間のそれをすべて銀元に改めることにした。そして、すでに3月16日、上海金業交易所が銀兩建制を銀ドル建制に改正したのを受けて、為替相場においては香港上海銀行につづいて「外国為替銀行組合」全体が銀兩建から銀元建へ変更することを決定した⁹⁴⁾。さらに、7月1日、南京政府が雜銀貨も新鑄貨に統一することを決定したため、これによって正金銀行をはじめ在華外国銀行は、自国の対外貿易の金融機関としての本来の領域に立ち戻りを余儀なくされることとなったので

ある⁹⁵⁾。ともあれ、このように世界の銀価が急騰したのとは反対に中国の銀価が低落し、上海為替相場においては外貨売りが激しくなり、中国の保有現銀は海外に流出するとともに、中国資本はロンドン銀塊相場を基準とする中国銀市場と海外銀市場との間に生じた銀価の差異をぬって、銀の国際的循環のなかに移動することになったのである。こうした状況にあったなかで、この間の南京政府財政部の廢兩改元の実施と新銀元の流通拡大、さらには上海海関の銀輸出税（従価2.25%）賦課の告示に従って、正金銀行は、同年4月6日以後、在華外国銀行における一切の受払は銀元を、さらに4月10日には、米中為替市場においては銀ドル建てを採用することになり、これを受けて同日以降為替相場を銀元建とし、7月1日からは外国銀行間の受払も銀元をもって決済するとともに（第13表）、上海支店、漢口支店、天津支店において、その記帳の基本貨幣を銀元に変更することを決定した⁹⁶⁾。なおまた、同年5月31日の塘沽協定締結後には、日中衝突は小康状態を呈していたが、その背後において関東軍及び支那駐屯軍は資源と市場を求めて、資源調査、密貿易などを強力に推進していたのである。

ところが、翌34年5月22日、アメリカの新銀政策発動とその影響のもとに、中国は銀流出をさらに激化させ、

第13表 中国及び外国八銀行の現銀保有額調査（1933年12月）

（単位：千元）

国籍	銀行名	銀兩	銀元	銀塊	銀元換算総額
中国	中央	10,940	51,000	8,710	77,484
	中国	19,750	55,900	2,140	86,270
	交通	4,250	20,140	—	26,462
イギリス	滙豊	36,280	33,180	—	83,921
	麦加利	18,210	46,190	—	71,659
アメリカ	花旗	11,350	9,410	317	25,691
フランス	滙理	3,410	13,000	—	17,769
日本	正金	5,240	12,880	—	20,290

(注) (1)小林英夫『日本軍政下のアジア—「大東亜共栄圏」と軍票—』岩波書店、1993年、44ページ。

(2)原資料は、王潔卿著・藤井正夫訳『支那に於ける外国銀行勢力の発展・分布及其の影響』東亜研究所、1940年。

92) 濱田峯太郎、上掲書、57-70ページ。

93) 吉田政治『最近の支那通貨事情』東洋経済出版部、昭和14年、12-13ページ。王承志著、小林幾次郎訳、上掲書、144ページ。

94) 及川恒忠、上掲書、138ページ。飯島幡司「支那幣制を繞る国際証争」土方成美編『支那の通貨と貿易』有斐閣、昭和17年、15-17ページ。

95) 井村薫雄『世界の銀と支那の通貨』東亜経済学会、昭和10年、111-112ページ。

96) 東京銀行編、上掲・第四卷、66-67ページ。

経済が大きく低迷することになり、南京政府はこの防止にあたったが効果なく、これが銀恐慌へと発展し、中国経済全体が疲弊することとなった。すなわち、さきにみたように、アメリカの銀政策（6月19日、銀買い上げ法）の結果、世界の銀価が暴騰し、産銀国はドル収入が増加し、他方銀流通圏中国においては、6月28日、銀輸出禁止令を公布し対応したものの、外国為替相場の上昇、輸出不振、資本逃避などから銀流出が激増し、中国経済はデフレ状態に、また上海金融市場は恐慌状態に陥り、多くの錢莊が倒産に追いやられ、いうまでもなく銀本位制に大きな混乱をもたらすことになった（銀恐慌⁹⁷⁾。このため南京政府は、アメリカ政府に対して政策の緩和を懇請したが受けいれられず、さらにこれに加えて、8月9日、アメリカが銀国有令（銀買い上げ法、7条）を公布したため、これが中国・満州銀市場において銀価の暴落をもたらした。南京政府は、8月14日、こうした状況に対して「外国銀貨輸入禁止令」の公布につづいて、9月9日、「外国為替管理令」、「標金取引管理令」を發布し、11日には上海標金取引所を開設した。また同月、上海金業交易所において、上海標金取引の決済基準を外国為替相場から海関金相場に改め、海関金で統一すると同時に、為替相場の統制に乗り出したが、銀流出が止まらず、いずれも不調に終わった。そこで南京政府は、同年10月15日、上海為替市場において銀輸出税の引上げ、平衡税の設定を打出し（事実上、銀輸出禁止の断行、上海と海外の金融市場を分離、銀と為替供給機構の崩壊）、銀流出の防止にあたったが、具体的な成果をみることなく、世界的な銀価の昂騰がつづき、ここに銀積出の遅延による平衡税の加算を恐れて積出急ぎを促進させ、その結果上海為替市場が大混乱に陥り、国民の不安増幅、在華外国銀行の反対を招くこととなった。そして、奥地退蔵に加え逆に銀の密輸出を誘発させたため、南京政府は、34年10月28日以降は平衡税の弊害緩和をはかる一方、他方で、銀移出護照制・密輸出の取締などを強行したが、翌11月

にはいると上海において恐慌が勃発し、いずれも効果がなくアメリカに向けて銀流出を一層激化させることになったのである⁹⁸⁾。

しかし一方で、南京政府はすでに貨幣金融制度の漸進的な改革を開始し、まず、同月10日、財政部に貨幣研究委員会を設置して、この幣制改革問題に積極的に取り組み、政策立案にあたっていたのである⁹⁹⁾。すなわち、南京政府は、新幣制のための外国為替（ドル為替、金）準備確保のため、国有化する銀の対米売却交渉、いわゆる「ドル交渉」を進め、新幣制安定の方向を明確にしていた。アメリカ財務長官（モーゲンソー〈Henry Morgenthau, Jr.〉）もこのドル交渉を通じて中国幣制をドルにリンクさせる政策を強力に推進していた¹⁰⁰⁾。つづいて、南京政府はさきにみたように、同年10月末から平衡税に多少の手加減を加え、現銀の移動制限、銀の満州向け輸出禁止、さらには銀の密輸防止賞罰法の発布について翌35年1月14日、現銀海外携行禁止令を打ち出したものの、なお一層銀の流出が激化したのである（2月2日、上海・信用恐慌勃発）。これを受けて、同財政部は金融顧問委員会（外国人顧問、浙江財閥を中心とした金融資本家など）を組織して、同委員会の提案に基づいて銀の流出防止にあたることとし、その方策として銀流入の誘導（外銀輸入奨励弁法発令）、金融梗塞の緩和をもって、また、銀の再輸出に対しては新輸出税（銀再輸出税減免、雑貨買上法）、平衡税を免除することをもって対処することにした。その結果、上海金融市場における銀の流出が緩和に向かったが、その後の4月、海外銀価が暴騰し、上海銀為替との格差（上海とロンドン・ニューヨークの銀価の開きが10%以上）を増大させ、中国銀暴落に伴う大量の銀流出が懸念されると同時に、銀の密輸出を活発化することになった。こうした事態のもと、同年4月、モーゲンソー財務長官は、米の銀政策緩和及び上海金融市場における在華外国銀行の銀系通貨採用を結論とした報告（米・フォーブス使節団は日本財団〈児玉正金銀行頭取〉

97) 東京銀行編、上掲・第四卷、86ページ。

98) これに関しては、満鉄・上海事務所『恐慌の発展過程に於ける支那幣制改革の研究』同、昭和11年、286ページ。及川恒忠、上掲書、143-144、173ページ。リョウ・パオセイ著、勝谷在登訳『支那幣制の性格的研究』白揚社、昭和15年、214-216ページ。東京銀行編、上掲・第四卷、113-114ページなどを参照されたい。

99) 平野和由、上掲論稿、71-75、80-81ページ。柝倉正一、上掲書、269-275ページ。

100) 木畑洋一「リース=ロス使節団と英中関係」野沢豊編、上掲書、211-214ページ。滝田賢治「ルーズヴェルト政権と米中銀協定」野沢豊編、上掲書、165-166ページ。

との間で中国の通貨問題及び中国金融恐慌を克服する方法についての意見交換の成果として）をもとに今後の対策を検討することとした¹⁰¹⁾。他方、南京政府（宗子文）は、銀の流出を抑え、金融の安定化をはかるため、在華外国銀行に銀輸出自粛の協力要請を行い、4月13日、在華外国銀行はこの要請に応じて銀の積出しを差し控えることにし、ここに紳士協定が成立することとなったのである¹⁰²⁾。

しかしながら、すでにみたように紳士協定の成立後アメリカの銀国有令発動を受けて、銀市場において銀価が急騰し、5月25日、上海中央銀行は現銀（1,660万元）をニューヨーク向けに移すことを余儀なくされ、さらに31日、広東市場においてドルが暴落する事態となった。そこで南京政府は直ちに銀貨流出の禁止を打ち出したものの、この銀流出防止対策が不調におわり、銀流出がいつこうにやまず、中国経済は、金融逼迫・デフレ（物価下落）・貿易減少などにより、激的な銀恐慌に陥った。この結果国内銀は不足し、上海の金融も一段と逼迫し、これが金融恐慌、産業恐慌（通貨政策が特産市場の混乱）へと発展し、有力な錢莊・銀行の倒産、中小商工業の没落・破産が相次ぎ、さらにこれに加えて錢鈔市場も混乱し、銀本位制の維持すらも困難となった。結局、中国の国外への銀輸出は、紳士協定のもとに一時的に抑えられはしたものの、他方で、銀の密輸出を激増させることになった（第14表）。南京政府は、まさに政治的・軍事的・経済的統一はもちろんのこと、貨幣・金融の中央統制の実現をはかるべく、早急なる貨幣制度の改革に迫られる状況にあったのである。

ところで、イギリスは極東・アジアにおいては対日宥和政策に終始し、また香港には銀本位制を敷いていたが、この間アメリカの国際通貨体制のゆさぶり（金・銀買上げ政策のエスカレートなど）、日本の大陸政策に対する不安（華北分離工作によるイギリスの在中権益の擁護、中国市場をめぐる日英競争の激化、日本の南京政府の傀儡化など）、さらに中国の民族運動の変化、世界的なブロック的再編の動向などから、積極的に中国経済建設の援助

第14表 中国の銀輸出入量

(単位：100オンス)

年	輸 入	輸 出	累積高	密輸出推定量	
				中国銀行	E・カン
1926	64	—	565	—	—
1927	70	—	644	—	—
1928	129	—	773	—	—
1929	128	—	901	—	—
1930	81	—	982	—	—
1931	55	—	1,037	—	—
1932		9	1,028	—	—
1933		11	1,017	—	—
1934		194	823	15	15
1935		45	778	174	113
1936		188	590	30	23
1937		301	289	—	—
1938		60	229	—	—

(注) (1)滝田賢治「ルーズヴェルト政権と米中銀協定」野沢豊編、上掲書、181ページ。

(2)原資料は、Arthur Young, *China's Nation-Building Effort 1927-1937* (Stanford, 1971), pp. 190-191.

に向ったのである¹⁰³⁾。まずイギリスは、大蔵省を中心とした中国経済への対策を開始し、35年6月、財政顧問F・リース＝ロスの派遣を決定した。これを受けて、リース＝ロスは翌7月、在英の日本関係者（大蔵省・日銀関係者）と中国幣制問題について掘り下げた議論を展開した。すなわち、リース＝ロスは、7月11日、富田勇太郎ロンドン駐在財務官と満州幣制及びこの幣制の中国への適用可能性について意見交換を行い、その後の25日、富田財務官は正金銀行ロンドン支店長加納久朗・日銀監査役宗像久敬を伴って英大使館を訪問し、満州国において銀を基礎とした管理通貨制の成果を得ることができたが、結局、米の銀政策の転換が行われな限り、銀ベースの貨幣制度維持は困難である、との意見を示したのである。この意見を受けてリース＝ロスは、さらにノーマン・イングランド銀行総裁との意見交換後、中国幣制改革の方向性を管理通貨的銀為替本位制の可能性を考慮し、銀本位制離脱、スターリングとのリンクに転換すること

101) 波田野澄男「幣制改革への動きと日本の対中政策」野沢豊編、上掲書、275ページ。

102) この紳士協定は、①中国は管理通貨、銀輸出禁止、銀元平価切下げ等のいづれも行わず、平衡税にも触れず、健全通貨政策を採る。②在華外国銀行は健全通貨政策を支持して今後の銀流出防止に協力をする。③在華外国銀行は中国側銀行と協力して為替を売り応じ、もって内外銀価格の接近に努めるといふ、内容のものであった。

103) 藤井昇三編、上掲書、315-316ページ。

を目指し、これをもって正貨、為替安定をはかるなどの中国援助の方針を固めつつあった。そしてリース＝ロス、中国幣制問題の検討・整理後の35年9月6日、幣制改革の共同支援をもって中国経済を救済し、同時にアジア・極東の緊張緩和をはかろうと訪日し、高橋是清蔵相・広田弘毅外相・深井英五日銀総裁・児玉謙次正金銀行頭取等と会談し、中国幣制改革への協力、中国外債利払いの大連海関税収見合分負担、満州国承認などの提案をしたものの、結局、日本軍部の反対で挫折を余儀なくされていた。その後の9月21日、リース＝ロスは訪中して、政府要人、上海各界の領袖等と会談し、中国の恐慌切抜け、幣制改革の方策等について意見交換及び英との債務交渉を行ったが、幣制改革後の法幣維持に関わる為替安定資金及び借款交渉において、交渉が折り合わず頓挫を余儀なくされた。かくして中国幣制の根本的な改革を迫られた南京政府（宗子文・孔祥熙）は、35年9月以降アメリカの財政顧問アーサー・ヤング等を交えた財政立案集団の支援をもって、新たな幣制改革プラン¹⁰⁴⁾を作成し、この準備をすすめると同時に、幣制改革を断行し、中国の政治的・経済的支配方針を固めていたのである¹⁰⁵⁾。また南京政府（孔祥熙財政部長）は、35年10月9日、日華貿易協会（会長、児玉謙次・正金銀行頭取、この協会は、同年8月8日に〈須磨総領事宛の申し出により〉、中国実業団〈団長、塩業銀行総経理・呉將昌、他20名〉の訪日を契機に設立）の協力のもとに、輸出促進＝外貨獲得を推進する一方、他方では、10月8日、国有化されると現銀を売却してその資金を得る政策に基づき、アメリカと交渉を開始し、26日、駐米大使・施肇基をとおして、財務長官モルゲンソーに銀売却（2億オンス）を申し入れたのである¹⁰⁶⁾。

ともあれ、こうした情勢のなかで、リース＝ロスは、10月末には有吉大使を訪れ、借款の具体案（千万ポンド）を示して日本の協力を再度要請したのであったが、結局、さきに南京政府の作成した幣制改革プランに賛同することに

なり、ここに南京政府はこの案をベースに幣制改革の準備を着々とすすめる、実施の機会をうかがっていたのである。

2) 中国幣制改革と横浜正金銀行の対外業務

かくして、中国が金融恐慌の影響のもと経済活動はもちろん幣制維持も困難に陥ることとなり、南京政府はこの脱出策として幣制改革を断行するが、これに反対する日本の出先陸軍及び正金銀行等は現銀通貨の引渡しを拒否し抵抗したのである。

すなわち、この間中国は為替相場の継続的崩落、さらに35年10月16日、為替の暴落、標金の暴騰を反映して金融恐慌が一段と激化させ、これが一般商品市場にも一様に連動し、月末には中国紙幣が事実上の兌換停止に陥り、通貨不安を一層深刻化することになった。翌11月1日には、汪兆銘狙撃事件が勃発し、公債市場の混乱、債券の暴落の結果、上海金融市場は大混乱に陥った。ついで翌2日、上海の三銀行（中央・中国・交通銀行）、その他の銀行において継続的な預金引き出し及び兌換請求が殺到し（いわゆる取り付け状態）、さらに為替及び標金相場も大きく動揺した結果、金融界は大混乱に陥ることになった（金融パニック状態）。この日、南京政府財政部長（孔祥熙）は、張公権を通じて日本側に幣制改革案の概要を示し、この案は「自力更正」（先に来日した経済使節団が〈高橋蔵相、児玉正金銀行頭取より〉説示された）の趣旨に沿うものであることを強調して協力を求めた。しかし、日本側は通貨危機の克服はあくまで中国の「自力更正」によるべきであることを繰り返したのに対し、張はそれを逆手にとる形（リース＝ロスの意にも沿う形）で借款を求めたのであるが、もとより日本は、これに応ずる用意はなかった¹⁰⁷⁾。

一方、汪兆銘狙撃事件は、日本軍が華北分離工作を公然化させる契機となったが、ここに南京政府の対外政策をめぐる汪兆銘（親日派）と対日妥協路線批判（国民党部の陳立夫・宋子文）との対立が露わとなり、これを背

104) これは、中央準備銀行の性格を持つ三銀行（中央・中国・交通銀行）に通貨発行券を集中し、この三銀行券を中国法幣として、銀行及び民間所有の現銀の国有化をはかり、同時にこの現銀を売却することで外国為替準備を確保し、さらに加えて借款の受け入れ、補助貨幣の発行をもって幣制改革を実施する、というものであった。

105) 金融制度研究会、前掲書、48-53ページ。新井真次、上掲書、121-122ページ。小林英夫『日本軍下のアジア』岩波書店、1993年41ページなどを参照。

106) 平野和由、上掲論稿、88-89ページ。小林英夫「幣制改革をめぐる日本と中国」野沢豊編、上掲書、242-243ページ。

107) 石島紀之「中国の対外関係と経済建設」野沢豊編、上掲書、49ページ。及川恒忠、上掲書、180ページ。

景に、蒋介石＝汪兆銘合作政権を中心とする中国の資本主義的発展を阻む対日妥協路線が大きく後退することになった。もとよりリース＝ロスの活動は、中国への経済援助及び日中間の緊張緩和の促進にあり、南京政府の親日政策を側面から援助することにあった。しかし、リース＝ロスの提案に対する日本の拒否反応、日本軍の華北侵攻（分離工作）及びそれに対する抗日民族意識の高揚等の結果、対日妥協路線との対立を醸成することになった。いずれにせよ、このような民族危機と経済危機に政治的混乱が加わって南京政府が最悪の状態に陥った11月3日、これを好機として財政部（孔祥熙）は、銀国令を公布し、銀の使用を禁止して、管理通貨制度へ移行するという「幣制緊急令」の布告をもって、翌4日、幣制改革の断行を断じたのである¹⁰⁸⁾。この幣制改革が深化する銀恐慌の中で一挙に断行され、それも銀元から金通貨でなく、まさに法幣の採用に踏み切ったことは、いうまでもなくこの時すでに世界各国が金本位制を放棄し、管理通貨制度を採っていたということから来る必然的な帰結であったといえる。したがってこの新幣制は、三銀行（中央銀行・中国銀行・交通銀行）の発行する銀行券のみを中国法幣（無制限法貨）とし、対英1シリング2ペンス半を基準為替相場とするものであった。かくして、為替管理により法幣の価値維持をはかる南京政府は、一斉に金にリンクした管理通貨体制に転換するが、これは一方に長城線を境とする満州の円ブロック圏、他方に関内の中国幣制圏の分裂を顕現化させることとなった。これをもって南京政府はさきにもみたように、国内に流通している現銀を回収し、発行準備に充てることとし（銀の国有化）、同時に回収した銀をファンドに外国為替の無制限売買に応じ、この法幣価値の安定と対外為替相場（対ポンド相場を中心勢力とする外国為替相場を媒介として）をもって国際信用力を得ることにした。そして、これに

つづいて貨幣・信用制度の近代化、財政組織の改革などの施策を促進させた南京政府は、ひとまず政治的・経済的統一の基礎条件を整備することになった¹⁰⁹⁾。いずれにせよ、南京政府の幣制改革断行は、英中協調を日本側に強く印象づけ、さらに日本を除外した形での英米との提携関係の強化、同時に日本に対する対抗関係を露わにすることになったが、ともかくも南京政府は、英米両国の支援を受けつつ巧みに幣制改革を実現させた。そしてさらに、南京政府は、銀国令に基づき、在華外国銀行に対しても手持ちの現銀の引渡しを要求した。これを受けてイギリス政府は、英系銀行に対して、法幣の使用、現銀の引渡しを命じ、南京政府の銀国化に積極的な協力を打ち出した。またアメリカ（財務省）は、35年11月13日、国有化された銀購入契約の成立（第一次米中銀協定）とこれ以降の数次の銀購入の約束を果たすことになった。この協定の結果、さきにもみたように中国は自己所有の現銀の一部をアメリカに売却し、その代金を法幣安定資金としてアメリカにおき、英米通貨と連携を強め、法幣の対外価値を維持する政策を実施することとしたのである。

ところが、中国の国家的統一でなく分割支配をすすめる日本は、この改革を拒否し、新幣制を認めず、直ちに華北からの現銀流出を阻止すると同時に、華中においても現銀を買占め、これを満州に輸送するなど徹底的な抵抗を展開した¹¹⁰⁾。すなわち、日本陸軍は、35年7月、「北支新政権ニ伴フ経済開発指導案」を作成し、満州国幣の使用、河北省銀行の接収など華北貨幣・金融政策の検討に着手していたが、9月24日、リース＝ロスの中国での活動と並行して、日本軍の華北分離工作が拡大していた。しかし35年11月4日、南京政府の幣制改革断行を背景として日本陸軍は、華北金融の分離・独立工作が急務となった¹¹¹⁾。まず、11月8日、磯谷康介陸軍武官（上海駐在）は幣制改革に断然反対を声明し、本邦銀行の手持ち現銀

108) 吉田政治、上掲書、29-36ページ。エドワード・カン著、谷口啓次訳『近代支那貨幣史』慶応書房、昭和15年、324-329ページ。リョウ・パオセイン著、勝谷在登訳、上掲書、216-218ページ。東洋協会『支那幣制改革の回顧』同、1936年、34ページなどを参照。

109) 船越寿雄編『支那経済年報』支那問題研究所、昭和12年版、189-190ページ。及川恒忠、上掲書、180-197ページ。Arthur N. Young, *China's Nation Building Effort, 1927-1937*, Cambridge, 1977, pp. 231-235.

110) 日本国際政治学会・太平洋戦争原因研究部編、上掲・『太平洋戦争への道 第三巻』142ページ。藤井昇三編、上掲書、315-316ページ。

111) 南京政府の幣制改革に際して、高橋是清大蔵大臣は、イギリス政府財政顧問のリース＝ロスの日英の提携による対支支援策に賛意を示していたようであるが、軍部・外務省はこれに強く反対した。とくに軍部は、幣制改革に反対し、その断行後にいたっては、中国側の華北現銀の中央移送に対して実力をもって阻止する方針を打出し、事実（35年11月7日）、冀東政府の北京各銀行

引渡拒否、外国商社・銀行の援助阻止、華北現銀の上海集中阻止などを実施することにした。さらに北支領袖（河北省主席商震、天津衛成司令宋哲元等）は、現銀の南送禁止などをもって阻止にあたったのであった。また関東軍は、新幣制は北支地方を経済的に枯渇、満州国の経済的基礎を脅威し、加えて背後に英の強力な支援があり、華北経済の基礎を危うくすることになるとし、南司令官は、新幣制を放棄すると同時に、北支を南京政府より分離し、北支工作を一挙に断行することを決意したのである。結局、この幣制改革が中国の経済的統一を促進させ、これが華北分離工作を妨害し、先行の見通しがつかなくなると判断した日本陸軍は、前述のように35年11月25日、冀東政権（自治政府）を樹立し、華北分離工作をいそぐとともに通貨工作も、同様にすすめねばならなかった¹¹²⁾。

一方、正金銀行は、これよりさき幣制改革前夜、日本政府の要請に応じて、中国の外国為替準備に介入し、巨額の外国為替を購入し（為替資金の取り崩し）、中国の新通貨制度を破産に至らしめようと画策した。さらに幣制改革の実施にともない、正金銀行天津支店では外貨宛て小切手、中国側銀行券をもって支払いに充てたが、しかしこの改革と満州通貨統一に遭遇した結果、鈔票相場はもとより混乱した。こうした状況のもと、日本側は、事態推移の熟視、情勢調査の活動に傾注し、幣制改革の対応策の検討を迫られることとなった。さらに、南京政府の外国銀行手持現銀の引渡し要求に対して、上海外国銀行団は、35年11月7日、在現銀処分に関する上海銀行協会幹事会を開催し協議を行ったが、この際正金銀行上海支店長矢吹敬一（日本代表）は、政府並びに正金銀行本店の訓令に基づいて現銀引渡要求が中国の銀国有化及び新幣制確立後の問題であり、また保有現銀が銀払債務の引当金となっている以上、なおさら応じえない旨を回答し、

他の本邦為替銀行（三井・三菱・住友・台銀・朝銀）もこの方針に同調することとなった。その後、正金銀行をはじめとする在華日本機関は、中国側の情報の蒐集、とりわけ中国各地域における通貨流通状況の調査、幣制改革への反応などを継続的に調査したのである¹¹³⁾。

しかし、35年12月12日、世界銀市場が混乱し、アメリカが銀塊相場の発表を中止するという事態に遭遇した冀東政権は、中央銀行紙幣の流通禁止を余儀なくされた。また、こうした情勢のもとで、現銀回収の成果が上がらなかった南京政府は、現銀引渡期限を延長すると同時に、翌36年1月、中国側銀行に対し銀ドル・法幣パーの引渡条件を緩和し、それを在華外国銀行にまで適用させる旨を「外国為替銀行組合」に通告し¹¹⁴⁾、この場合、イギリス系銀行及びその他の外国銀行は、それぞれの交換条件に基づいて手持現銀の引渡しに応じた。しかしながら正金銀行は本邦為替銀行と協議の末、依然情勢が変わらないという理由をもって引渡しを拒否し、今後の事態の推移を見守ることにしたのであった¹¹⁵⁾。さらに以上に加えて、華北において、外国為替業務のほかには日本銀行の代理店として日本銀行券の受払いの国庫事務を担当していた正金銀行は、青島・天津支店において手持現銀の擁護のため、現銀を使わず、一切の支払を外国銀行宛の小切手もしくは中国側の銀行券で決済することとした。このため正金銀行は、外国銀行宛の小切手、中国側銀行券（三銀行券）、とくに中央銀行券の準備・保有という、新たな業務を果さねばならないことになった。またこのほか正金銀行は、天津の外国銀行筋の現銀を上海にけると同様に、特殊便法により河北省に譲渡させるなど、新幣制に徹底的に抵抗したのである¹¹⁶⁾。一方の支那駐屯軍は、翌36年2月、この対応処置として華北で天津軍主導の幣制改革「華北自主幣制」をめざし、「華北自主幣制施行計画

の手持現銀の移送禁止が実現することとなった（日本国際政治学会・太平洋戦争原因研究部編、上掲・『太平洋戦争への道 第三巻』143ページ）。

112) 波田野澄男、上掲論稿、281-282ページ。島崎久彌「円の侵略史 円為替本位制度の形成過程」日本経済評論社、1989年、149-150ページ。

113) 小林英夫、前掲「幣制改革をめぐる日本と中国」250ページ。

114) 島崎久彌、上掲書、150ページ。なお、南京政府が、36年1月、現銀の引き渡し条件を緩和して在華外国銀行の指示を懇請した結果、日本系を除く在華外国銀行は銀国有化に協力し、いずれも手持ち現銀を引き渡した。この場合、中央銀行と在華外国銀行との関係は相互に三分の二相当額を預金し合い、在華外国銀行は、差し引き年利5分の利益を受け取る仕組みであった（及川、上掲書、185ページ）。

115) 東京銀行編、上掲・第四巻、297ページ。新井信次、上掲書、144ページ。島崎久彌、上掲書、149ページなどを参照。

116) 東京銀行編、上掲・第四巻、202、288ページ。朝鮮銀行史編纂委員会（東京）編『朝鮮銀行略史』朝鮮銀行、1960年、507ページなどを参照。

綱領案」(35年12月の第一次案につづいて、同第二次案)を作成し、自主幣制方針(華北全体を統一)を打出し、これに基づいて法幣の排撃と同時に日本側の北支通貨・金融対策を促進することにした。また関東軍は、兵力を山海関に増強配備するとともに、奉天特務機関長(土肥原賢二少将)を北京に送り込んで、自治政権樹立工作与通貨・金融工作を急がせることとした¹¹⁷⁾。しかし、36年2月26日、いわゆる二・二六事件で高橋大蔵大臣が凶弾にたおれ、これを契機として朝鮮銀行券の日本銀行統一構想も具体化することなく終り¹¹⁸⁾、この異変を好機とみた朝鮮銀行は、陸軍と歩調をあわせるがごとく華北進出を積極的に工作することにしたのである。

他方、イギリスは、南京政府に協力して銀貨使用禁止、現銀の南京政府への引渡しをすすめることと、ここにひとまず中国の経済的・財政的覇権を目指すこととなった。これと同時にイギリスは、鉄道、道路の建設をすすめる南京政府との間に鉄道借款を再開し(20年間中絶していた)、この成果が36年4月17日、奥漢(武昌・広東間)鉄道の全線開通として結実した。この鉄道の完成は、また華北侵攻をすすめる日本に対抗して、華中・華南市場の支配強化をはかる絶好の手段ともなったのである¹¹⁹⁾。これに対して世界最大の銀産国であり銀購入国となったアメリカ(モーゲンソー財務長官)は、36年4月、中国と銀価の維持、法幣価値の安定などそれぞれの思惑のなかで交渉にはいり、5月12日、上海商業儲備銀行総理・陳光甫を団長とする経済使節団と現銀処分をめぐる交渉の結果、「第二次米中銀協定」を締結し、中国は現銀売却の為替資金をアメリカにおくことが可能となった。この協定の核

心は、アメリカが中国政府から銀を特別の価格で買いとること、一方中国がアメリカより受取る代金を在外正貨としてニューヨークに置き、これを為替安定資金に充てることにあり、双方がこれをもって法幣の対外価値の維持をはかることとしたのである¹²⁰⁾。この協定の締結によって中国は、法幣価値安定の実現を果たしたものの、他方ではアメリカ金融資本への依存関係をも深めることになった。

ところで、この間日本以外の在華外国銀行が、自己の保有する現銀(1,121億7千万両)を南京政府に譲渡し、幣制改革に協力する態度をしめして以降、事態は明らかに変化しはじめた。36年5月以降、幣制改革の成功を示す情勢のなかで、正金銀行は福州・厦門・汕頭・漢口支店において、現銀回収状況を調査した結果、おおむね良好との報告であった。こうした経過のなかで、同年9月22日、「関東州及び満州国における鈔票の発行禁止に関する勅令」が公布され、10月1日に施行されたが、この場合、正金銀行上海・北京・天津支店の鈔票発行は、この勅令から除かれ従来どおりであった。しかしながら、さきにみたように鈔票発行高はすでに100万ドルを割り、この間長い伝統と信用を維持してきたものの、その役割を終えることになった。また他方で、冀察政権は、36年5月、既存の省立河北省銀行に新銀行券を発行させ、さらに8月、冀東政権は朝鮮銀行券にリンクした銀行券を発行する冀東銀行を新設し¹²¹⁾、これに国庫金取扱、農工金融、庶民金融業務などを兼業させ、通貨工作を着々とすすめたのである。しかしかかる通貨工作も、法幣の流通拡大がすすむ情勢にあって効果なく、ついに華北も法

117) 朝鮮銀行史研究会編、上掲書、507-508ページ。多田井喜生編『続 現代資料 11 占領地通貨工作』みすず書房、1983年、XⅧ、XⅨページ。

118) この間朝鮮銀行は、満州からの朝鮮銀行券回収の開始と同時に、満州で失った営業基盤を華北に求め、これを陸軍との密接な関係のなかですすめることとし、積極的な画策を展開することとなった。高橋大蔵大臣は、朝鮮銀行券がこれまで大陸侵攻の尖兵(軍用・作戦通貨)となってきたことを懸念し、朝鮮銀行、台湾銀行の兌換券発行を日本銀行に統一する方針に基づき、朝鮮銀行券の回収にあたることとしたが、あまり進展がみられなかった。しかし35年10月、陸軍の公然たる華北分離・独立工作が開始され、この回収問題の懸念を倍増させることとなり、このため高橋大蔵大臣は、この華北進出阻止を強く望み、軍部予算の抑制、朝鮮銀行券の軍用・作戦通貨としての使用阻止などの検討をすすめていたが、南京政府の幣制改革の断行による情勢の変化のなかで、この朝鮮銀行券回収問題は一頓挫することとなった(朝鮮銀行史研究会編、上掲書、453、456ページ)。

119) 吉田政治、上掲書、37-38ページ。金融制度研究会、上掲書、56-57ページ。東洋協会、上掲書、42-44ページ。井村薫雄、上掲書、371ページ。

120) 以上、東洋経済新報社『支那の銀恐慌と日・英・米抗争』同、1936年、52-53ページ。吉田政治、上掲書、39-40ページ。石井寛治『帝国主義日本の対外戦略』名古屋大学出版会、2012年、296-297ページ。

121) 冀東銀行の設立にあたっては、朝鮮銀行が、満州中央銀行とともに政府資金を融通し、準備正貨の朝鮮銀行預託、職員派遣などを協力・支援し、その親銀行としての役割を果たすこととなり、ここに朝鮮銀行・天津支店を窓口として冀東銀行北平支店を経て、無制限に朝鮮銀行券との等価兌換に、また為替決済については必要に応じて商業手形の割引に、それぞれ応ずることとした

幣流通圏に包摂される状況となり、傀儡政権をベースに円（日満華）ブロックの形成をすすめる（華北分離）工作は完全に破綻し、依然先送りの様相を呈するものとなったのである¹²²⁾。

なお一方、南京政府は、幣制改革実施の翌36年7月、広東・広西省の幣制統一を果し、英米支援のもとに幣制改革の成功は確定的なものとなり（現銀回収率65%）、金融的な支配を強化することになったが、これは他方に買弁的官僚資本家の肥大化を認めつつ、中国の政治的・経済的支配を強化し、国家的統一をはかることを意図したものにほかならなかった。さらに加えて南京政府は、華北における日本とその支配権巡る争奪戦を展開することにし、まず、指令をもって華北の天津・青島に発行準備管理委員会を設置し、幣制改革事業を強力に推進すると同時に、日本軍の撰取を防ぐため、華北の銀行が所有する銀を同委員会の管理下においたのである。そしてこの幣制統一をもって南京政府は、英・米等の列国との間に経済援助関係の基礎を確立することになったが、これは同時に半植民地＝中国がイギリスを先頭とする欧米金融資本との依存関係をここに機構的に形成するものとなったのであった¹²³⁾。

しかしながら、こうした中国幣制改革の成功と英米の思惑及び対中政策の展開のなかで、日本は対中国政策の見直しを余儀なくされることになった。ここに日本政府は大陸膨張政策の変更と新たな佐藤和協外交を展開することとし、当面した課題は先にみたように華北分離工作の停止と現銀譲渡しであった。後者については、37年3月15日、児玉謙次（日華貿易協会会長、元横浜正金銀行頭取）訪中使節団の中国派遣が実現し、児玉と孔祥熙財政部長との話合いの結果、3月29日、先の欧米外国銀行と合意した条件で、華北以外の在華日本系銀行所有現銀（広東に限定）の中国政府への引渡しを約束したのである。かくして日本の大陸政策変更後の37年4月、正金銀行は中国銀行と在上海本邦為替銀行（六行）との間で手持現銀引渡について協議の結果、日支経済提携策の一つとして上海・漢口・広東支店に限定して現銀の引渡しに

合意し、この際正金銀行は約192万銀ドルを、その他の銀行は合計700万銀ドルを引渡し、北京・天津・青島支店は後日の課題としたのである¹²⁴⁾。

ともあれ、この間正金銀行は日本の大陸膨張政策に沿って、貿易・為替金融、「植民地」金融、さらに中国の幣制改革に関わり、外国為替の買収、現銀の引渡拒否などにあたってきたが、対中国政策の変更という情勢のなかであらたな対応を迫られることとなり、結局、日本の在中為替銀行とともに現銀を引渡しに応じることにしたのである。

結語

以上、この時期の正金銀行は、世界経済のブロック的解体とその再編が進展するなかで、日満ブロックの華北への膨張をはかる日本資本主義の要請にこたえて、貿易・為替金融、「植民地」金融上の新たな役割を果たすこととなった。

まず、金輸出再禁止後日本は、管理通貨制度を前提として赤字国債の増発と同時に、緊縮財政から膨張財政への転換、さらに日本銀行の制度改革と低金利政策のもと金融の円滑化をはかり、満州への軍事侵略、華北への武力侵攻をもって経済危機を打開する一方、準戦時経済の進展と円為替の低落傾向のなかで景気回復にむかったものの、金・外貨資金の不足に陥り国際収支の悪化をまねくことになり、そこで日本政府は外貨資金及び為替管理の強化をはかり、円為替相場の低落阻止とその安定をはかることとした。正金銀行は、この政策に沿って金・外貨資金（英・米貨資金）の調達、輸出為替の吸収などの外国為替業務を独占的に担当し、円為替相場の安定・維持に努めた。

満州においては、満州国建国と幣制の統一後、正金銀行は鈔票をとおして満州国幣を上海銀為替にリンクさせ、国幣価値の安定と維持にあたった。しかし、日満通貨統一の実施によって金銀比価の変動を取り除き、国幣による一元化統一（円ブロック圏への編入）が実現した結果、

のである（朝鮮銀行史編纂委員会（東京）編、上掲書、357ページ）。

122) 島崎久彌、前掲書、159ページ。

123) 金融制度研究会、上掲書、52-59ページ。小林英夫「日中戦争史論」浅田喬二編『日本帝国主義下の中国』楽游書房、昭和56年、27-41ページ。

124) 小林英夫、前掲「幣制改革をめぐる日本と中国」256-259ページ。

大連・新京の錢鈔取引所が閉鎖され、大連物産市場も金建てとなり、正金銀行は鈔票の日満華間の為替決済通貨としての機能を喪失し、ここに鈔票発行の禁止及びその役割を終えることとなった。

中国本部においては、南京政府の幣制改革の第一段階となった「廢兩改元」の断行によって、正金銀行は当面、他の在華外国銀行と同様に、従来の基本貨幣銀兩を新たな銀元に変更するとともに、為替相場の銀元建、外国銀行間の受払の銀元決済に新たな対応を余儀なくされることになった。さらに、35年の中国統一化の前提的作業とする幣制改革の断行及びその後において、正金銀行は新幣制（法幣）をすすめる南京政府の在華外国銀行の手持銀引渡し要求に対し、本邦在華銀行と協調して現銀の引

渡しを拒否し、新幣制に抵抗する一方、華北各支店において現銀を使わず保留し、中国側銀行券で決済するという新たな対応を余儀なくされることとなった。しかし、日本の大陸政策の変更に伴い正金銀行は本邦在華銀行と協議の末、現銀の引渡しに応じることにしたのである。

以上、30年代後半にいたる世界経済のブロック的解体とその再編及び円ブロックの形成のすすむ激動のなかで、正金銀行はこの間の行詰りを打開すべく展開された政治的・軍事的侵攻を補完する日本資本主義の要請にこたえて、特殊金融機関の立場から貿易・為替金融、「植民地」金融上の変動にしたがって、世界のブロック的難局のもと国際金融及び国策金融の業務推進にあらたな時代的役割を果たすこととなったのである。